

所管課室等	森林整備課
許認可等の名称	保安林内の立木伐採の許可
法令の定め	森林法 (昭和26年6月26日法律第249号) 第34条第1項, 第3項
審査基準の内容	
<p>◇森林法</p> <p>第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があった場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請 (当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて) につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>◇森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について (平成12年4月27日 12林野治第790号)</p> <p>第4 保安林における制限</p> <p>1 立木の伐採の許可</p> <p>(2) 許可申請の適否の判定</p> <p>ア 令別表第2第1号(一)ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10m未満の幅で帯状に選定してする伐採</p> <p>(イ) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの</p> <p>イ 令別表第2第1号(二)イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とするものとする。</p> <p>ウ 令別表第2第2号(一)ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地 (連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離 (当該伐採跡地間に介在する森林 (未立木地を除く。) 又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。) が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。) をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートルにわたっているものを除く。</p> <p>なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2第2号(一)ロの規定は適用されないものとする。</p> <p>エ 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。</p> <p>オ 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率 (年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率) に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。</p> <p>カ 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>キ 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐によ</p>	

る伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。
ク 許可に係る伐採の方法が前記第1の2の(1)のアの(ウ)の伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可をするものとする。ただし、許可に条件を付することによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

◇保安林及び保安施設地区の指定，解除等の取扱いについて
(昭和45年6月2日 45林野治第921号)

第4 保安林における制限について

4 許可申請又は協議の適否の判定

※上記「処理基準」と同様の内容のため，省略

添付資料等